

# 沼津市商工業振興事業補助金交付要綱

平成 10 年 5 月 1 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 市長は、商工業の振興に寄与する事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和 62 年沼津市規則第 4 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象とする団体及び当該事業は、別表のとおりとする。

(補助金)

第 3 条 補助金は、前条に規定する団体の実施する事業に係る経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成 10 年 5 月 1 日決定）

この要綱は、平成 10 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 11 年 5 月 19 日改正）

改正後の要綱は、平成 11 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 12 年 4 月 18 日改正）

改正後の要綱は、平成 12 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 13 年 5 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 13 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 14 年 4 月 22 日改正）

改正後の要綱は、平成 14 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 15 年 4 月 15 日改正）

改正後の要綱は、平成 15 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 16 年 4 月 16 日改正）

改正後の要綱は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 16 年 6 月 11 日改正）

改正後の要綱は、平成 16 年 6 月 11 日分から適用する。

付 則（平成 17 年 4 月 8 日改正）

1 改正後の要綱は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

2 沼津市産業振興事業補助金交付要綱は、廃止する。

付 則（平成 17 年 10 月 14 日改正）

改正後の要綱は、平成 17 年 10 月 14 日分から適用する。

付 則（平成 18 年 2 月 16 日改正）

改正後の要綱は、平成 18 年 2 月 16 日分から適用する。

付 則（平成 18 年 4 月 19 日改正）

改正後の要綱は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 18 年 11 月 16 日改正）

改正後の要綱は、平成 18 年 11 月 16 日分から適用する。

付 則（平成 19 年 4 月 25 日改正）

改正後の要綱は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 20 年 5 月 7 日改正）

改正後の要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 20 年 7 月 10 日改正）

改正後の要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 20 年 12 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 21 年 2 月 27 日改正）

改正後の要綱は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 21 年 6 月 3 日改正）

改正後の要綱は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 24 年 3 月 19 日改正）

改正後の要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 24 年 6 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 25 年 12 月 2 日改正）

改正後の要綱は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 26 年 6 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

#### 別表

団体名	事業名
沼津商工会議所	沼津商工会議所運営事業
	沼津中小企業相談所運営事業
	中小企業支援センター運営事業
沼津市商工会	沼津市商工会運営事業
沼津市商店街連盟	沼津市商店街連盟運営事業
沼津たばこ販売協同組合	沼津たばこ販売協同組合運営事業
静岡県中小企業団体中央会	静岡県中小企業団体中央会運営事業
沼津高等職業訓練校	沼津高等職業訓練校運営事業
伊豆職業訓練協会	伊豆高等職業訓練校運営事業
沼津市物産振興協議会	沼津市物産振興協議会運営事業
沼津信用金庫	知的財産活用事業
沼津工業高等専門学校	静岡県東部テクノフォーラム開催事業
沼津自慢フェスタ実行委員会	沼津自慢フェスタ開催事業
沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会	狩野川周辺にぎわい創出事業
関東商工会議所女性会連合会 2022 年度総会沼津大会実行委員会	関東商工会議所女性会連合会沼津大会開催支援事業